

新潟県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（例規通達）

平成19年10月 3 日

本部（組対）第57号

〔沿革〕 平成23年 3 月本部（警務）第15号、24年 3 月第12号、25年 3 月本部（組一）第 5 号、26年 2 月本部（情管）第12号、28年 9 月本部（組一）第40号、29年 5 月本部（情管）第20号、12月第51号、令和元年11月第35号、4 年 3 月本部（警務）第 9 号、5 年 3 月本部（情管）第16号、12月第58号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

近年、犯罪による収益の移転に係る手口は巧妙化しており、これに関する事案は依然として後を絶たない。犯罪による収益が与える悪影響から健全な経済活動を守り、組織的な犯罪の根絶を図るためには、犯罪組織の取締りを推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪することが必要である。

こうした情勢を踏まえ、新潟県警察が一体的に効果的な犯罪収益対策を推進するため、別添のとおり新潟県警察犯罪収益対策推進要綱を制定し、平成19年10月 3 日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

別添

新潟県警察犯罪収益対策推進要綱

第 1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、新潟県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、新潟県警察組織犯罪対策要綱（平成17年 3 月 9 日付け本部（組対）第14号）に基づく取組みと相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第 2 条第 2 項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組み及び県民の理解の促進
- (2) 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- (3) 犯罪収益関連犯罪（法第13条第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進
- (4) 犯罪収益対策に関する関係機関との連携の推進

第 3 犯罪収益対策の推進

1 推進体制の整備

- (1) 関係各部門が緊密な連携の下に真に実効性のある犯罪収益対策及び警察庁から

提供される疑わしい取引に関する情報（以下「疑取情報」という。）の的確な取扱いの確保並びに犯罪収益関連犯罪の捜査支援等を推進するため、県本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の各事件主管課に犯罪収益解明担当者を置く。

なお、犯罪収益解明担当者は、各部事件主管課の警部の階級にある者とする。

- (2) 署に疑取情報の的確な取扱いと犯罪収益関連犯罪の捜査を担当する犯罪収益捜査担当者を置く。

なお、犯罪収益捜査担当者は、署の刑事課長、刑事第二課長又は刑事生活安全課長とする。

2 特定事業者の自主的な取組み及び県民の理解の促進

- (1) 特定事業者が法で定める措置を的確に行うために必要な犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報を提供し、措置の実施方法について指導及び助言を行うほか、関係機関と連携する。

- (2) 県民の理解を促進するに当たっては、関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する広報啓発活動を推進し、県民の理解を深める。

3 犯罪収益に関する情報の収集等

(1) 情報の収集

関係各部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

ア 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

イ 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

(2) 情報の報告

所属長は、犯罪による収益に関する情報を収集した場合は、速やかに本部長に報告（組織犯罪対策課長経由）しなければならない。

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

犯罪収益関連犯罪の取締りに当たっては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑取情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。

当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努める。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施

する。

(2) 検察庁との連携及びその他の手法の活用

犯罪による収益のはく奪については、犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう検察庁との緊密な連携を図るとともに、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置のほか、捜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益のはく奪の措置を講ずる。

第4 疑取情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑取情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

2 漏えい等の防止の徹底

疑取情報の取扱いに当たっては、この要綱に定めるもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項並びに新潟県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年本部訓令第21号）第2条第2項に定めるところにより、疑取情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に努めるものとする。

第5 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、犯罪収益対策の推進に関する必要な事項は、別に定めるものとする。